主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由は末尾に添えた書面記載のとおりであるが、右は何れも上告人が原審に おいて主張しないところであるから、上告の理由として採用することはできない。

よつて本件上告を理由のないものと認め民事訴訟法第四〇一条、第九五条、第八 九条により主文のとおり判決する。

以上は当小法延裁判官全員一致の意見である。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	计	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠